

重要事項説明書 《入所療養介護》

事業所の概要

事業所名	さとう記念病院老人保健施設		
所在地	岡山県勝田郡勝央町黒土45番地		
連絡先	TEL：0868-38-6688	FAX：0868-38-6693	
事業所番号	3353680022	指定年月日	2000年4月1日
管理者	佐藤 通洋	責任者	福原 みゆき
協力医療機関・協力歯科医療機関	医療法人 さとう記念病院		

1. 事業の目的と運営方針

・目的

入所療養介護は要介護状態と認定された利用者に対して、介護保険法令の趣旨にしたがって看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰をめざした施設サービスを提供します。

・運営方針

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰をめざします。

2. サービスの内容

①入所療養介護計画の立案

②食事(原則として食堂でお取り頂きます)

朝食 8時00分～ 9時00分

昼食 12時00分～ 13時00分

夕食 18時00分～ 19時00分

③入浴

利用者の身体の状態に応じて一般浴槽の他に特別浴槽で対応します。入所利用者は週に2回以上ご利用頂きます。ただし、利用者の体調により入浴ができない場合は清拭で対応いたします。なお、入浴時には安全上十分な職員を配置しております。

④医学的管理

⑤看護・介護

⑥機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)

⑦相談援助サービス

⑧理美容サービス

原則週1回実施します…有料

⑨行政手続き代行

⑩その他

3. サービス提供の記録等

- サービスを提供した際には、所定のサービス提供記録書等の書面に実施状況等の必要事項を記載します。
- サービス提供記録書等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に応じ、または実費負担によりその写しを交付します。

4. 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	職務内容	備 考
管 理 者	1		事業所の管理・指導	
医 師		0.5以上	利用者への医学的対応	併設病院医師
機能訓練指導員	1以上		利用者への機能訓練・個別リハビリテーション	理学療法士・作業療法士
勤務時間	9:00~10:00, 16:00~18:00, 9:00~18:00			
看 護 職 員	5以上		利用者への看護	
勤務時間	8:30~17:30, 16:30~1:00, 0:30~9:30, 8:00~17:00, 6:00~15:00, 10:00~19:00, 11:00~20:00			
介 護 職 員	12以上		利用者への介護	
勤務時間	8:30~17:30, 16:30~1:00, 0:30~9:30, 8:00~17:00, 6:00~15:00, 10:00~19:00, 11:00~20:00			
支 援 相 談 員	1以上		利用者・居宅・市町村との相談・連絡調整	
管理栄養士	1以上(兼務)		利用者の食事・栄養管理・栄養指導	
介護支援専門員	1以上		介護サービス計画の立案等	
事 務 職 員	1(兼務)		必要な事務	

5. 利用料金

- (1) 利用料等は次のとおりです。利用者負担金は、原則として介護保険及び介護予防サービスの給付対象となる項目については介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、対象外の項目については全額となります。なおこの金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- (2) 利用者負担金は、サービス提供の翌月10日頃に請求書及び明細書をお渡しします。
- (3) 現在の料金は別紙（添付）をご確認下さい。

6. お支払い方法

- ・中国銀行、津山信用金庫、郵便局、JA勝英の口座より引き落としです。原則として口座引き落としですが窓口現金払いも可能です。

7. 苦情処理に対する措置の概要

(1) 事業所窓口

- ・窓口担当者
責 任 者：福原 みゆき
支 援 相 談 員：國政 研太
介 護 支 援 専 門 員：内田 泰治
- ・意見箱を設置しております。
- ・常設の窓口や担当者を設置し、円滑、迅速な苦情処理の体制を整えております。さらに、運営母体である医療法人さとう記念病院とも連携し適切な対応を図ります。
- ・電話番号：0868 - 38 - 6688（内線：250）
F A X：0868 - 38 - 6693

(2) 公的機関窓口

- ・岡山県国民健康保険団体連合会：086 - 223 - 8811
- ・各介護保険担当へ
 - 勝央町：0868 - 38 - 7102
 - 奈義町：0868 - 36 - 6700
 - 美作市：0868 - 72 - 7701
 - 津山市：0868 - 32 - 2070
 - 美咲町：0868 - 66 - 1115

8. 第三者評価の実施状況

- ・実施 無（利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組あり）

9. 緊急時の対応方法

- ・入所療養介護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合には、利用者又は代理人、扶養者が指定する者に対して緊急に連絡をすると共に主治医の指示により、必要な措置を講じ、記録します。

10. 事故発生時の対応

- ・入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、代理人、当該利用者に係る主治医に連絡すると共に、必要な措置を講じます。
- ・当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ・当施設は利用者に対する入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。また、利用者の責に帰すべき事由により、当事業所及び職員が損害を被った場合、利用者又は代理人、扶養者は連帯してその損害を賠償するものとします。

11. 個人情報の保護

- ・当施設は、個人情報保護法ならびに厚生労働省ガイドラインを遵守し、利用者ならび当施設と関係のあるすべての個人情報の適正な取り扱いに努めます。

12. 利用の解除・終了

(利用者からの解除)

利用者又は代理人は、当施設に対し、利用解除の意思表示をすることにより入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

当施設は、利用者又は代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所サービス利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において要支援または自立と認定された場合。
- ②利用者の介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な入所サービスを提供できないと判断された場合。
- ④利用者が、当施設、あるいは当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設が業務を遂行することができない場合。

13. その他

- ・この説明書に記載されていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は代理人、扶養者と当施設が誠意を持って協議し、双方の同意のもとに定めるところとします。

※貴重品の持ち込みは、ご本人・ご家族の管理の下お願いします。

紛失等に関しましては一切の責任を負いません。

以上